

中野区教育委員会会議録 平成22年第38回定例会

○開会日 平成22年12月17日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時00分

○閉 会 午前11時25分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	合 川 昭
副参事（教育経営担当）	白 土 純
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	古 屋 勉
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
委 員	高 木 明 郎

○傍聴者数 2人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第47号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第48号議案 中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 第49号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 12 / 10 研究発表会（新井小学校）について
- ・ 12 / 11 第23回中学生意見発表会について
- ・ 12 / 11・12・16 予防接種に関する講演会について
- ・ 12 / 13 中野区医師会学校医委員会について
- ・ 12 / 15 区長と教育委員の懇談会について

(2) 事務局報告事項

①平成23年度目標体系（案）について（教育経営担当）

〔協議事項〕

(1) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行等について（案）

中野区 教育委員会  
第 3 8 回定例会  
(平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日)

午前10時00分開会

飛鳥馬委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第38回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

飛鳥馬委員長

日程第1、第47号議案と第48号議案、この2件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第47号議案、第48号議案につきまして一括してご説明をいたします。

第47号議案でございますが、中野区立幼稚園教育職員の給与条例が改正されたことに伴いまして、管理職手当の最高額が限度額を上回るために引き下げを行うものでございます。

議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表の下線部、再任用職員以外の職員の園長の支給額を9万2,700円から9万1,600円に引き下げを行うものでございます。

施行日は平成23年1月1日でございます。

第48号議案でございます。中野区立幼稚園教育職員の給与条例が改正されたことに伴いまして、地域手当の支給額を定める割合を17%から本則である18%に引き上げるものでございます。新旧対照表、第2条の下線部のとおりでございます。

施行日は平成23年1月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大島委員

もう1回確認なのですから。

第48号議案の地域手当について、割合を100分の17から18に変更するということの根拠と

というのは、条例を改正したために、条例に合わせるためということだったのですけれども、その辺の法令上の根拠をもう1回お願いします。

副参事（教育経営担当）

地域手当に関しましては18%が本則でございまして、今までは経過期間中でございました。それを本則の18%に合わせるということでございます。

大島委員

本則というのは条例で決まっているのですか。あるいは規則でしょうか。

副参事（教育経営担当）

条例で決まっております。

山田委員

一つ教えていただきたいのですけれども。

管理職手当の額の減額なのですけれども、管理職手当を決める場合に、例えば基本給の何%というような決め方もあるかと思うのですが、この場合では額ということですと決められているという理解でよろしいでしょうか。

副参事（教育経営担当）

幼稚園教育職員の給与の等級でございましてけれども、3級が最高でございまして、その3級の最高号級の額が一番高い、給料月額20%以内ということになってございまして、今回の給与の引き下げによってその上限を上回るため、その上限に引き下げるというものでございます。

山田委員

わかりました。

飛鳥馬委員長

よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のために申し上げたいと思います。

ただいま上程中の第47号議案から第48号議案は、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定により、特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、平成22年12月7日付で特別区人事委員会の承認が得られていることをご報告いたします。

それでは、上程中の第47号議案、第48号議案、一括して、挙手の方法により採決をいた

します。

ただいま上程中の第47号議案から第48号議案までの計2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定をいたします。

<日程第2>

飛鳥馬委員長

それでは、次に、日程第2、第49号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第49号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますけれども、平成23年度から小学校の新教育課程の全面実施、24年度から中学校が全面実施となります。それに伴いまして、学力向上の視点から授業日数及び授業時数の増を図るものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条でございます。(2)のところに「休業日」がございます。これまで秋季休業日は「体育の日の前々日から体育の日の翌日までの日」というふうになっておりましたけれども、これを「体育の日の前々日から体育の日までの日」ということにいたしまして、実質1日減ということになります。カレンダーどおり、土・日・月ということでお休みとなります。

また、オの部分でございます。開校記念日を休業日としないで授業日とするということで、この部分を削除してございます。

以下、順番を繰り上げているというところでございます。

第3条の2につきましては、中学校の同じような規定でございます。

まためくっていただきまして、最終ページの3条の3のところでございますけれども、これまで「開校記念日に授業を行う場合は」ということがございましたけれども、開校記念日が授業日となりますので、この部分を削除するというものでございます。

施行につきましては来年4月1日というふうに予定をしております。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大島委員

この改正の目的は、今、指導室長さんから説明があったことと同じことかと思うのですが、けれども、要するに、授業時数をもっとふやすために休日を少なくする、こういうことでよろしいのでしょうか。

指導室長

第一義的にはそういうことでございますけれども、やはり授業をふやして、学力向上、また体力向上を図ることが目的でございます。

飛鳥馬委員長

ほかに。

山田委員

この改正で十何時間の授業数がふえるというふうに思うのですが、過去を振り返りますと、3学期制を2学期制にして、それから夏休みを少し少なくして、おおむねどのぐらい授業数がふえたことになるのでしょうか。

指導室長

8月31日までの授業日、かつての通常のあり方で、おっしゃるように、現在2学期制にしたこと、それから、今回、これで十数時間の増となりますので、実際には50時間ぐらいはふえるということになるかと思えます。

飛鳥馬委員長

開校記念日についてですが、開校記念日が土・日に当たる学校もあるのかもしれませんが、あるいは半日だけ授業ということもあるのでしょうか。開校記念日で1日なののでしょうか。その辺の学校運営についてお聞きします。

指導室長

まず、開校記念日が土曜日になった場合は、通常の土曜日であればこれは通常休業日となりますので、特にございません。日曜日になれば日曜日ということで。開校記念日については、今もそうですが、振りかえはございませんので、通常どおりということになります。

高木委員

来年のカレンダーを見ますと、体育の日がまさに10月10日月曜日でございます。その前々日から体育の日までということですので、土・日・月ということ。ということは、「改正案になると、基本的にカレンダーどおりのお休みということですか」という念押しが1点。

それから、開校記念日が通常どおり授業を——通常どおりやるかどうかは別としても、休業日ではなくなるとした場合に授業をやるということが考えられるのですが、この日に学校の開校の行事をやるということはあるのかないのか。それは、各学校の判断なのか、教育委員会として何か方針的にあるのか。

2点お伺いしたいと思います。

指導室長

まず、1点目でございますけれども、カレンダーどおり、土曜日とハッピーマンデーの月曜日までということになります。

2点目でございますけれども、開校記念日の扱いにつきましては、特に教育委員会として何かということはありませんが、通常、学校で、校長の講話ですとかそういうものを前日とか近くの月曜日の朝会等で行っておりますので、それに合わせて当日行っていただくのが一番いいのかなというふうに思っております。

飛鳥馬委員長

開校記念日のお祝いは、特にいろいろ、短時間でやるかもしれませんが、授業はやりますということです。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、授業時数をふやすということで、子どもたちにとっては休みが減るかもしれませんが、子どもたちにも頑張ってもらいたいと思っています。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第49号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定をいたします。

以上で、議決案件の審査は終了しました。

<報告事項>

飛鳥馬委員長



次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

まず、委員長、委員、教育長報告ですが、私のほうからは、1週間前の10日金曜日、新井小学校の研究発表会がありましたので参加してきました。新井小学校は、特に国語を中心に活用型の読みというのでしょうか、読むのですが、単なる読解力——という言葉が正確でないのですけれども、単なる読解力ではなくて、読んだ本の内容を活用できるかどうかということなのではないでしょうか、「活用型」ということが最近随分言われて、注目していることなのです。それは、私もまだ十分理解できていないところがあるのですけれども、例えば国語の学習でいうと、習得と活用と探求とあるのですね。読み・書き・話すという分け方はありますが、それ以外に、習得・活用・探求。そのうちの習得というのは、今までのように、理解するとか、身につけるとか、覚えるとかということだと。活用というのは、それを役立てる、考える、工夫するとかということですね。その活用型にも説明的な文章を活用するのか、文学的な文章を活用するのかによってまた違うと。講師の先生の話なのですけれども、そう言っているのですね。

その活用型の学習は何が違うかということ、今まで習得型というのは、筆者、書いた作者の立場に立って読むので、「何が書いてありますか」とか「大切な段落はどこですか」とか、「筆者の言いたいことは何ですか」という、昔から私たちがやってきた学習なのですけれども、活用型になると、例えば説明的な文章ですけれども、「筆者の意見は正しいと思いますか」とか、いきなり子どもたちに……。「あなた、どう思いますか」というふうに聞くような。「あなたの考えはどうですか」「筆者の書いてあることは説得力がありますか」とか、そういうことを子どもに投げかけて考えさせるというのです。文学的なほうは、割と古くから教えてきたことではあるのではありませんけれども、活用型だということです。要するに、文学的な作品だと、「あなたがこの主人公になったらどうでしょうか」「どう考えますか」みたいなことですね。「この表現から何を想像しますか」とか、「この話の続きはどうなると思いますか」とか、そういうのは、講師の東京女子体育大学の先生によると、これは活用型なのだということですね。今やっているのはそうではなくて、説明的な文章の活用型の学習。新井小で取り組んでいたのはそのことだろうと思うのです。ですから、何でもいいのではなくて、かなり難しいエネルギーの問題とか、環境の問題とか、動物保護の問題とか、私たちが今、大人の社会でも解決しなければならないような、答えがないと言ったらいい

のでしょうか、あるいはこれから考えなければいけないと言ったらいいのですか、そういうことを投げかけて考えようとする。それをやることによって活用型になるというのです。そういう話でした。

ちょっと不十分な説明かもしれませんが、最近、盛んに、活用型、活用型と。文部科学省のテストも、A問、B問があって、B問は活用型と。それで、調べているようです。

この前、OECDのPIISAの2009年度の学力調査の結果が出て、日本の読解力が15番目から8番目へと昔の順位にまた戻ってきまして、少し下げどまりというか、上がったと言ったらいいのでしょうか。というので、一面トップの新聞記事で出ていたのですが、それも講師の先生に聞いたのです。そうしたら、「ああいう書き方とちょっと違うと思う」と言うのです。PIISAの学力が。「読解力というのを一面に出して言うと、今言ったような活用型とかなんとかというのが消えてしまって、ただ読んで理解すればいいみたいな解釈になってしまうので、もうちょっと丁寧な説明をする必要があるのではないのでしょうか」というようなことを言っていたのです。私も専門でないのでよくわかりませんが、確かに、学校でも読解力に随分時間をとるようになったので、中野の子どもたちも本を随分読むようになりましたよね。朝読書は、九十何%、100%近くやっていると思うのですね。だから、まず、読むことから始まって、興味を持って読んで、それを理解しないと、やはり活用型には進まないのかなと思うのですね。読まなくていいのではなくて、やはりどんどん読ませて、そしてさらに活用型。中野区でやってきたコミュニケーション能力、表現力、そういうものにつながっていく活用型だと思うのです。これからの大事な学習だということで、私、非常に勉強になりました。

あと、きのう、おととい、意見交換で、区長さんや皆さんとお話をしました。

長い話で済みません。以上です。

では、山田委員、お願いします。

山田委員

12月13日に、私の所属する中野の医師会で園医と学校医が一堂に会しての委員会がございました。何を話したかといいますと、東京都医師会から申し入れがありました5歳児の健診のことをどのようにするかというようなことで意見交換をいたしました。実は、この背景は、鳥取で始まったスタディで、3歳児健診で拾い上げられる、例えば特別支援に関係するお子さんがそこをスルーしてしまうことがあるというスタディが……。島根県で1,500名ぐらいを対象に5歳児健診を行ったところ、約9.6%に何らかの特別支援に関係するお子

さんが拾い上げられたと。それをレトロスペクティブに見ますと、3歳児健診はその半数ぐらいしかひっかかってこなかったということで、3歳児健診でなかなか見つけにくいADHDとか多機能の発達障害とかというところに対して5歳のレベルでチェックしてはどうかということでもあります。

それともう一つは、前もお話ししたことがあるかもしれませんが、私たちの視力というのは、最初、遠視がだんだん正視になってきてということの発達を繰り返すのですが、どうも6歳から7歳ぐらいで定着してしまう。その前に弱視を発見しなければいけない。この2点を目的とした健診をしてはどうかということです。

実は、その中では、保護者と保育士に簡単なアンケートをするのですよね。そのアンケートをデジタル化して、要は客観的にスコアリングをして、その軽度発達の子どもたちを拾い上げようという取り組みです。そういったことで、恐らく、中野区の保育園だとか幼稚園でも気づきはあるのだと思うのですが、それをきちんと客観的にスコアリングしていくという作業が大切なのではないかなと。そこに、多少、専門家であるドクターが絡んで判定をするというようなシステムですね。

ただ、私が危惧するのは、拾い上げるのはいいのですが、親が気づく、保育士が気づく、でも、気づいたものに対して親御さんの受容をきちんと得ることが大切なので、その相談体制をどのようにしていくのか。事後措置をどのようにするかということが地域でしっかりできていないと、拾い上げただけでは親御さんの不安をあおるだけだろうということで、この辺は今、子ども家庭部とお話をしているのですが、どのようなシステムとして、本当にこういったことが有効なのかどうか、少し時間をかけて検証していければなということで、今、やっこの地域でのスタートラインに立って、始めようかなというところでもあります。

もう1点ですが、12月11日、12日、それから、昨日なのですが、予防接種に関連した講演会、ワクチン学会はワクチン学会として11日にあったのですが、両方でワクチンの話でございます。きのうの予防接種のお話は、国立成育医療研究センターの感染症科の先生からで、長らくアメリカでいろいろなシステムを学んでいるのですが、そのお話がございました。何回かお話ししていますけれども、その中で、どうも今、日本はワクチンの後進国だという話をしているのです。ワクチンには非常に効果がある、ワクチンは安全である、ワクチンは必要である、ワクチンは研究されている、こういったメッセージが国民になかなか届いていないのが日本の現状ではないかなと思うのです。それか

ら、万が一何かあった場合の補償制度も、アメリカではワクチン1本につき75セントのファンドを設けているのだそうです。そのファンドをどんどんためていって、要するに、無過失責任的な保険です。何かあったらそのファンドから拠出するというのを構築しているのです、そういったシステムも非常に勉強になるということです。

あともう一つは、ハードイミュニティ、集団免疫という考え方が日本にはまだちょっと乏しいのではないかと。要するに、予防接種を受けることが現代社会人としての責任であるということです。打たないことによって人にうつしてしまうということがある。こういうことへの考え。個人も大切ですが、集団で予防することが大切なのだらうと思うのです。この辺の意識がまだちょっと弱い。

日本の予防接種を振り返っていきますと、日本の予防接種は、ちょっと難しい話、定期予防接種と任意予防接種がある。定期予防接種は予防接種法という法律で定められています。例えば、麻疹とか風疹の予防接種ですとか日本脳炎、そういったたぐいがあります。まさしく11月26日に補正予算が通りました、今話題の子宮頸がんのワクチンですとか、小児用肺炎球菌ワクチンとか、髄膜炎予防のH i b ワクチン、これは今の取り決めでは任意接種ですね。ということで、その二本建てになっているのですけれども、早くに、定期とか任意ということではなくて、なるだけみんな定期にしなければいけないのではないかといいことでもあります。

その点では、日本はワクチンに対しての研究開発が非常におくれてしまっているのです、今言った三つのワクチンもすべて完全に輸入ワクチンです。この間もお話したかもしれませんが、水ぼうそうのワクチンというのは、日本人がつくったワクチンでありますのに、市場は日本は非常に薄くて海外がほとんど。日本のワクチンは1980年後半ぐらいまでは世界のパイオニアだったのでありますが、今はそういったものがなされていない。それは、国として、国策としてワクチンというものがきちんと国民に向けて発信されなかったためにおくれてしまっている。逆に言うと、その開発費までお金が回ってこないということでもあります。近い将来的には、日本人のための有効で安全なワクチンが開発されて供給されるようなことで、雇用的な創出もできるのではないかといいことでもあります。

あともう一つには、今のワクチン政策は厚生労働省の中にありますけれども、アメリカなどはワクチン局という全く違う組織をつくって、それは大統領のすぐ下において、大統領はその意見を聞くと厚生労働大臣にその意見が言えるというようなシステムです。厚生労働大臣の下にいないのではなくて、全く別枠で国策としてやっている。このようなことがで

できれば、日本の子どもたちに対して予防できるワクチンがたくさんあるわけですから、その辺、国民に対してのメリットが非常にあるのではないかと考えています。

ちなみに、日本では、今、2歳までに打つワクチンはたくさん種類が入ってきているのですけれども、ワクチンは1回接種なのです。1種類を一つずつ打っていく。ということをやりますと、お母さんたちは医療機関に15回足を運ばなければいけないです。ワクチンを同時接種、同じ日に一緒に打っていくということをやらない限り、15回という回数は減らすことができない。今まさしく同時接種というのが始まって、世界的にはそれが主流なのですけれども、日本では、厚生労働省の通達では「医師が認めた場合に同時接種ができる」ということしか書いてございませんので、実際にはなかなか進まない。というようなこともありまして、今の忙しいお母さんたちのことを考えますと、必要なワクチンの数がふえていきますけれども、打ち方もどのようにするかまで決めていかなければいけないということがございます。

私からは以上です。

飛鳥馬委員

では、大島委員、お願いします。

大島委員

私も、飛鳥馬委員長と同じく、12月10日の新井小学校の研究発表会に行きましてまいりました。飛鳥馬委員長のほうから詳細なご説明もあったのですけれども、私にとっては、目からうろこのようなお話、また授業が聞けまして本当に勉強になったのです。

国語の文章の読み方で、活用型ということで今お話があったとおりなのですけれども、委員長とダブらない範囲で申し上げますと、説明型の文章については、5年生では「森林のおくりもの」という教科書の題材を主教材にして、「森林のおくりもの」という教材と別に、「森林のいま」という副教材を用意して……。何せ昔の勉強の仕方というのは、教科書に書いてあることはすごくいいこと、偉いことなのだということで、無批判に受け身で受け入れたといいますか、それで教科書に書いてあることは、第1段落はこんなことを言っていて、第2がこうです。それを要約したりというような勉強の仕方をしていたのです。もちろん、それも必要なこと、大事なことではあるのだけれども、さらにそれを活用して、教科書に出ている文章でも、それを自分が森林なり、森林と人間の関係なりについての自分の意見を形成するための一つの材料であるというふうにとらえ方なので、無批判ではなく、さっきのお話にもありましたけれども、「これは本当にそういうことでいいんだと思

ますか」というような問いかけを常にしながら文章を読む。

そういう意味で、もう一つ、「森林のいま」という副教材、森林について別の角度から書いてある文章を読んで、それについてはどうなのか。そうすると、主教材のほうの言っていることも客観的な目で見ても、これは違うとか、いろいろ対比して考えられるようになっていて、しかも、副教材のほうは何と新井小学校の5年生の先生がつくられたということでびっくりしたのです。そのまま教科書に載ってもおかしくないような非常に立派な文章で、先生の実力もあるなということも思ったのですけれども。そういうようなことで、あくまで自分が考える、自分の意見を形成する材料として教科書の文章も使うのだと、そういうような視点というのがこれから必要なのだろうなと思いました。

6年生などは、消費社会とエネルギーとか、真の豊かさとか、そういうことについての文章を材料にしていたのですけれども、教科書の結論部分は読まないようにして、見ないで、それまでの教科書のところを進んできて、「じゃあ、真の豊かさとはどういうことですか」というような結論的な部分は各自に書かせるというのをやっていました。それで各自書いたものを発表すると、みんなすごくいいことを言うのです。「本当の豊かさとは何か」というようなこと。最後に先生が、教科書ではこういうふうになっているという文章をみんなに配るのです。ただし、「みんなのほうの的を射ているかもしれないね」などと先生は言っていたのですけれども、私もそう思うのです。教科書の最後の結論部分を見ましたけれども、余りインパクトがなくて、みんなから「自然を大事にする」とか「エネルギーを大事にする」とかいろいろな発表があったのですけれども、みんなのほうがよく考えていて説得力があるなと思ったぐらいです。講師の先生も後でおっしゃっていましたが、教科書の最後に配るのが、「それが正解だ」みたいに言うてはいけなくて、教科書と合っている合っていないとかそういうことは関係ないので、要は自分できちんと考えて、活用して、自分なりの結論を出せた、それがいいのだというようにお話があって、なるほどなと思いました。

あと、説明文でない物語的な文章についても、講師の先生のおもしろいお話がありました。「ごんぎつね」というお話を例にされたのですけれども、そういう物語的文章というのは、児童は一度読めば、大体ツボを得た感想というのは書けるというのです。だけれども、その後でそのお話を10時間もかけて段落を細かく区切って、つぶしていろいろやっているうちに、その話がつまらなくなってしまうというように、そう言えばそうかなと。確かに、ここで主人公はどう思いましたとかいうのはよくあります。確かにそうかなと思

いました。そういうことよりも、さつき委員長からご紹介があったように、「あなたが主人公だったらどうしますか」とか「次の展開はどうなりますか」とか、受け身でなく自分がその中にかかわっていくといたしますか、そういうスタンスで文章を読むというようなことが大事だというようなお話がありまして、私も初めて何うような話で本当に勉強になりました。ほかの学校などでも、これからそういう視点でぜひ研究されたら、国語の教科書はさらに発展するのではないかと思います。

あと、15日には、ほかの委員の先生方と一緒に区長との懇談会に出席しました。大変フランクで、忌憚のない意見の交換がいろいろできてすごく有意義だったなと思っております。具体的な教育の中身について、それを反映させて、もっとよりよくするということについては、これから私たちももっと話し合いをして、いい内容をつくり上げたいというふうに思った次第です。

私からは以上です。

飛鳥馬委員長

では、高木委員、お願いします。

高木委員

12月11日の午後、なかのZEROホールでの第23回中学生意見発表会に出席してまいりました。これは、中野地区青少年対策連絡会主催で、教育委員会や校長会、P連、保護司会、補導連絡会、中野・野方母の会、中野・野方警察、東電さん等が後援している会でございます。中野区にあります中学校や中等教育学校と、国・公・私立全部の学校から1名の中学生が参加しまして、1年生の学校もあれば、3年生の学校もあるのですが、スピーチをするわけですね。スピーチもよかったのですが、特に今回よかったのは司会です。九中の女子学生と南中野中学校の女子学生が物すごく上手で、あと、緑野の男の子と3人でやっていました。発表も、健全育成ということですから、人権ですとか、マナーとか、平和とか、そういうものもあって、すごくいい発表が多かったです。特に私がよかったなと思うのは、実践学園の生徒の「言葉の力」というのが、自分が受けた言葉のこととか、自分の言葉で語ってくれたのですごくよかったですね。

2時から4時半ぐらいまでずっと聞いていたので、全部で18校ですから、時間的には大分かかったのですが、中学生の生の声を聞けて、貴重な体験ができてよかったです。

あと、12月15日の午後に、私も区長と教育委員会との意見交換会に出席いたしました。例年この時期の交換会——中野区は2回やっておるのですが、予算で、「これ、何とかして

ください」というのがメインなのですが、今回、予算の関係がおくれたので、そのところは余りできなかった。図書館の件は少しお話をしたのですが、そこはちょっと残念だったなど。やはり、中野区は今、財政事情が非常に厳しいので、ぜひこれはというのもしなかったのです。逆に、時間に少し余裕があったので、区長さんと教育の根っこの部分で意見交換ができて、それはそれでよかったなと思いました。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

では、教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

飛鳥馬委員長

ただいま各委員から報告がありましたけれども、何か質問等はございますか。

高木委員

山田委員が発表された5歳児健診のお話なのですけれども、私はこれはすごくいいなと思っております。私の子どもはADHDという発達障害があるのですが、幼稚園に入ったぐらいから、園長先生に呼ばれて、「ちょっとお子さんの状況を見てくださいね」とか言われて、かかりつけの小児科の先生とお話をしながら、小児科の先生がだんだんに「専門機関で診てもらったらどうなの？」と私と妻の感化というか、ソフトランディングでやってくれたのです。そういうふうな形で、幼稚園や保育園や先生に恵まれたというとおかしいのですけれども、うまくいくケースというのはなかなか少ないと思うのです。山田委員のお話にあったように、実際にそこら辺のところを受容できなくて、小学校に入ると、幼稚園や保育園のような形ではなくて、学校教育という部分が強くなってきますので、そこでうまくいかなかったり、トラブルになってということがあるので、ここで……。確かに、3歳、4歳、5歳というのは、半年たったらがらっと変わってしまいますので、このタームはぜひやるといいなと思うのです。

まさに山田委員がご指摘されたように、そこで、例えば「あなたのお子さんは課題があります」と言われると、まず、親は目の前が真っ暗になってどうしたらいいのかわからないのですね。通常級に行けるのか行けないのかとか、そもそもどうしたらいいのか、どこかの医療機関に行ったらいいのかと。うちの場合は、主治医の先生がいろいろ紹介して下さったのでよかったのですけれども、当時、7年前は子ども家庭部というのは直接的には



役に立たなかったかな、と思います。アポロ園も行ったのです。親切にはしてくれたのですが、私と妻の間ではちょっとぴんとこなかったのです。あと、いろいろな機関の意見を聞きたいというのがありますので、そういったところをトータル的に、子ども家庭部もあって、教育委員会もあって、ほかにいろいろなセクションがありますから、区としてトータル的に、保護者が不安にならないような体制をつくる。まさに山田委員がおっしゃったように、ここがすごく重要だと思います。それができればぜひやって、小学校に入る前に、保護者の方や当の本人が——本人は余り不安にならないのしょうけれども、保護者の不安を取り除いて、本人の小学校生活がうまくいくようなスタートですね。スタートでつまずくと、やはり後が大変なのです。それが小学校の側でもなかなかうまくいかないということがありますので、ここはぜひ区としてやっていただきたいなと思います。

以上です。

山田委員

ありがとうございます。確かに、こういった健診制度を入れるということは一つの前進だと思うのですが、それはただの気づきの場ですので、その後、気づきを深める場が大切であるのと、その後の事後相談の中では、例えば、子育て相談に対してそういった現場を知っている保育士さんなどがいてくれるとか、場合によっては心理発達相談としての臨床心理士さんにかかってもらうとか、最後のところはやはり教育相談。この3本のかなめがあるのだと思うのですが、その辺がシステムとして、制度としてどのようにやってどのように連携をとっていけるか。そういったことが進むことによって、いわゆる小1ギャップということに対してのアプローチができてくるということではないかと思うので、我々ももう少し勉強させていただいて、また、高木委員が心配されておりますけれども、中野区にはアポロ園というところがあって、あそこでいろいろ学んだ方たちが恐らく今は区の中にいらっしゃるのだと思うのですが、その辺の方たち、人材がいらっしゃるのだ、その方たちとも連携しながらというふうに考えているところで、これから少しずつ取っかかりにしてやっていこうかなと思っています。

ありがとうございました。

高木委員

あと、これは教育委員会の所管ではないと思うのですが、お父さん、お母さんのカウンセリングみたいなものもやってあげないと、今、ただでさえ子育てでお母様方は悩んでしまったりするケースが多いと思うのです。さらに、自分の子どもに課題があるとすると、

つぶれてしまう親がいるのです。私どもの短大でも、短大生でも、障害とまではいかないまでも課題がある学生というのが入ってくるのです。でも、意外と、18歳になっても親は受容していないというケースがあるのです。そこはやはりきちっとやってあげないと、うちの経験でもなかなか大変だったので、ぜひ……。教育委員会の所管ではないですけども、トータル的に言うと、その後の円滑な学校教育につながっていきますので、ぜひ区として考えてほしいですね。

飛鳥馬委員長

関連で指導室長に一つお聞きしたいのは、新井小の研究発表に行ったときに、校長先生から「教科書以外に資料を使うときに、対比するのにいい教材があるので、ほかの教科書会社に『使っていていいですか』というふうに電話をしたら、『有料ですよ』と言われて、後ほど請求書が来た」という話をお聞きしたのです。そんな膨大な額ではないのです。何千円の単位なのですが。今、著作権の問題がありますので、ほかの学校でも有料の出版物を利用してやっていて、予算要求とか、これだけ使っているとか、何かつかめているものがあるのですか。公費で出していると思うのですけれども。

指導室長

おっしゃるように、採択したもの以外の教科書を使うときには、その出版社の許諾が必要で、さらに著作権料というか、それをお支払いしなければ勝手にはできないということがございます。そういうことがございますので、通常、研究授業等で使う場合には、そういう手続をしなければいけないということがあるのですけれども、実際には、学校から教育委員会に直接請求が来るということはなくて、学校の予算の中で賄われているというところがあると思います。また、出版社によって、その部分だけ抜き刷りにして印刷をして活用させてもらえるというようなところもあるようですけれども、教科書協会としては規定があって、どれだけ使うと幾らというのがもう決まっています。

飛鳥馬委員長

ふだんの授業ではいいのですか。研究授業等でなければ。

指導室長

それは絶対できません。

飛鳥馬委員長

だめですね。同じですね。

指導室長

コピーもすべてだめです。通常の教材もすべてだめです。

飛鳥馬委員長

教科書会社によっては、たまに「いいですよ、使ってください」というところもあるかもしれないし、請求書を送ってくるところもあるかもしれないと。

指導室長

そういうところが確かにあったのですけれども、今、教科書協会として統一的に基準を決めて、金額も決めています。

飛鳥馬委員長

そうですか。わかりました。

ということだそうです。資料を使うのもなかなか大変だということです。

ほかにはよろしいでしょうか。質問ございませんか。

<事務局報告事項>

<協議事項>

飛鳥馬委員長

それでは、事務局報告に移ります。

次の事務局報告事項と協議事項につきましては、いずれも関連する内容ですので、一括して事務局から報告・説明を受け、まとめて質疑・協議を行いたいと思います。

それでは、事務局報告「平成23年度目標体系（案）について」の報告と協議事項「教育委員会の権限に属する事務の補助執行等について（案）」についての説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、まず初めに、「平成23年度の目標体系（案）について」、ご説明をいたします。お手元の資料に基づいて説明いたします。

来年度でございますが、子ども家庭部の組織を変更いたしまして子ども教育部を新設いたします。その新設した子ども教育部と教育委員会事務局が一つの目標を一体的に実現していくということになってございます。したがって、教育委員会事務局と子ども家庭部の目標体系は、お手元の資料にございますように、全体として一つの目標体系になってございますが、それぞれの組織が連携を図りながら、ある分野については職員も兼務をいたしましてそれぞれ担当事務を一体的に執行していくこととなります。

ただ、教育委員会の事務と子ども教育部の事務というのは、補助執行等の関係では区別する必要がございますので、どちらの事務かを明らかにするために、右から2列目の旧担

当部名の欄に「子ども家庭部」、または「教育委員会事務局」というふうに記載をしてご  
います。

説明は、左から2列目の新簡易名称でさせていただきます。

まず1番上の子ども教育経営分野の事務でございます。ここでは子ども教育部の部経営  
と教育委員会事務局の事務局運営の機能を担うものでございます。教育委員会、あるいは  
学校再編については従来のとおりでございます。企画財政のところでございますが、ここ  
も教育委員会事務局の企画・財政と子ども教育部の企画・財政の機能を担うものでござ  
います。また、効率的・一体的に執行していく必要がございますので、この分野の職員には  
兼務をかけることを考えてございます。

次に、2番目の学校教育分野のところでございますが、従来どおり、学校教育分野の事  
務を教育委員会事務局の職員が行っていくものでございまして、施策体系上、大きな変更  
はございません。

上から3番目の知的資産分野のところでございます。図書館運営を教育委員会事務局の  
職員が行う点は従来と変わりございませんが、本年度の生涯学習分野のうち、図書館運営  
を除く文化・スポーツに関する事務、また、社会教育に関する事務については区長部局に  
移管する予定でございます。

それから、4番目の学校・地域連携分野でございます。学校と地域との連携を一層図っ  
ていくために、来年度から新設する分野でございます。教育委員会の事務として、学校支  
援ボランティア、PTA調整、キッズ・プラザ運営などを行います。また、子ども教育部  
の事業として、地域施設運営ですとか学童クラブ運営を行っていく予定でございます。同  
じように、体験学習は教育委員会の事務、次世代育成は子ども教育部の事務として執行し  
ていくものでございます。効率的・一体的に執行していく必要がございますので、この分  
野の職員にも兼務をかけることを考えてございます。

上から5番目の子育て支援分野でございます。基本的には、子ども教育部の職員が子ど  
も教育部の事務を執行していくものでございますが、一番下の特別支援教育等連携につ  
きましては、教育委員会の事務といたしまして、子育て支援担当の副参事が兼務をするこ  
とを考えてございます。

上から6番目の保育園・幼稚園分野でございます。基本的には、子ども教育部の職員が  
事務を執行していくものでございますけれども、一番下の就学前教育連携につきましては、  
教育委員会の事務といたしまして、保育園・幼稚園担当の副参事が兼務することを考えて

ございます。

一番下の子ども教育施設でございます。教育委員会の学校施設関係は教育委員会の事務、子ども教育部の子ども施設関係は子ども教育部の事務でございますが、ここでも効率的・一体的に執行するために職員に兼務をかけていくことを考えてございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

教育委員会から区長部局の健康福祉部、学習スポーツ担当に図書館を除く生涯学習分野の事務が移管されるものでございます。生涯学習・スポーツ・文化財ということでございます。

続きまして、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行等について（案）」についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました来年度の目標体系の変更と、中野区教育の事務の職務権限の特例に関する条例の可決を踏まえまして、区長部局と協議をしながら進めていくこととなります。そのための（案）を本日ご協議していただくこととなります。

まず、教育委員会から区長部局に対する主な補助執行の事務でございます。

1といたしまして、「文化財の保護に関すること」、(1)といたしまして、文化財の保護、活用、保護思想の普及に関することでございます。(2)といたしまして、文化財保護審議会に関すること、文化財保護法190条、文化財保護条例1条に規定するものでございます。なお、もみじ山文化センター、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、歴史民俗資料館につきましては、文化事業の移管に伴いまして、設置条例の一部改正及び教育財産の廃止・引き継ぎにより、区長が所管する文化施設とする予定でございますので、施設の管理に係る補助執行は行わない方向で協議をしているところでございます。

改正予定の条例はそこに記載のとおりでございます。

2の「スポーツに関すること」でございます。区立中野体育館・鷺宮体育館につきましても、スポーツ事業の移管に伴いまして、設置条例の一部改正及び教育財産の廃止・引き継ぎによりまして区長が所管する体育施設とする予定でございますので、施設の管理に係る補助執行は行わない方向で協議を進めております。なお、上高田公園、哲学堂公園、妙正寺川公園、鷺宮運動広場の運動施設につきましては、教育財産ではなく一般の行政財産でございますので、スポーツ事業の移管に伴う条例改正の必要はございませんが、区長の権限に属する区立公園に係る事務の委任に関する規則によりまして、指定管理者の指定等の事務が教育委員会に委任されてございますので、同規則を廃止する必要があるというも

のでございます。

改廃予定の条例規則につきましてはそこに記載のとおりでございます。

3の「社会教育に関すること」でございます。まず、(1)といたしまして、社会教育に関する生涯学習支援に関すること、(2)といたしまして、社会教育委員に関すること、(3)社会教育訪問学級、いずみ教室に関すること、(4)社会相談・活動支援（PTAに関することを除く）に関すること、(5)区立学校の施設の開放（特別教室）の開放事業——裏面にいつていただきまして、(6)区立学校施設の目的外使用許可（遊び場開放事業を除く）、(7)社会教育団体に関すること、(8)その他(図書館及び上記(1)～(7)を除く社会教育に関すること)、これらの事務につきまして補助執行を予定しております。

4の「その他」でございますが、現在、補助執行を行っている(1)から(3)の事務につきましては、来年度以降も補助執行を継続するものでございます。

それから、その下の「区長から教育委員会に対する主な補助執行」でございます。学童クラブの運営ということで、学校・地域連携分野の目標体系に入ってきてございます。この学童クラブの運営につきましては子ども教育部の職員が行いまして、キッズ・プラザの運営は教育委員会の事務にする予定でございますけれども、職員が兼務をして行うということで、現在のところ、補助執行は考えてございません。

参考といたしまして、中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により区長部局に移管されるものをそこに掲げてございます。文化に関することでございますが、文化芸術事業等、①から④のものでございます。それから、スポーツに関するものに関しては、都民体育大会への代表選手派遣、以下、⑥までの事項でございます。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま説明がありました事務局報告事項についての質疑と、もう一つ、協議事項についての協議を行いたいと思います。質問、発言ございましたら、よろしく願いします。

高木委員

報告の目標体系（案）というのは、現状のものがこうなりますよということであって、これまでの教育委員会の所管と子ども家庭部の所管の中で同じようなことをやっている場合、もしかすると、先々は合体して、ここはもうちょっと整理されてくるのかなとは思っているのですが、子ども家庭部所管の施策の内容がわからない点が幾つかあるので、わかる範囲

で教えていただきたいのです。

まず、「23年度目標体系について（案）」の「施策の主な事業」の上から2番目の「私学事務」は、例えば私立の幼稚園、小学校、中学校、高校、あるいは専門学校関係の事務なのかなというのが1点。

それから、「わかりやすく機動的な教育行政」の「企画・財政（子ども教育部）」というのがちょっと意味がわかりません。

それから、5の「多様な援助に支えられる子育て家庭」の4番目の「子育て支援情報基盤整備」と、ずっと下にあって、6「安心して頼りになる環境で過ごす子どもたち」の「子育て支援事業」とどう違うのか。

それから、6の2の「安全で快適に過ごせる保育園・幼稚園」の下から3番目、「外国人学校保護者補助」。

以上、どういうものなのか、わかれば簡単に教えていただきたいのですが。

副参事（教育経営担当）

まず、子ども教育経営にある「私学事務」でございますけれども、これは委員ご指摘のとおり関係の事務でございます。

それから、「企画・財政（子ども教育部）」でございますが、これは兼務の関係で、当然、現在子ども教育部でも企画・財政をやっておりますけれども、その頭出しをしてきたというか、分けて区別して持ってきているものでございます。現在は部経営の中に入っている機能でございます。

それから、子育て支援の中の「子育て支援情報基盤整備」でございますけれども、これは、子育て支援システムというものを構築する、そういったところを企画している事務でございます。この子育て支援事業というのは、例えば、保育園で行う、周りの乳幼児の親子を招いて行うような、そういう内容になってございます。

「外国人学校保護者補助」でございますが、これは、外国人学校に通っているお子さんの保護者に対する補助、就学援助のような補助でございます。その関係の事務でございます。

高木委員

ということは、例えば、一番上のほうの「企画・財政」と「企画・財政（子ども教育部）」というのは、一つの部になってくればまとまってくるような感じなのかなというのが1点。

あと、中段ぐらいの「子育て支援情報基盤整備」というのは、子育て情報のデータベー

スなのか、何かホームページでの情報提供なのかわかりませんが、そういうシステム的なもので実際の子育て支援事業とは区分しているのかというのをちょっと確認したいのです。

この2点。

副参事（教育経営担当）

「企画・財政」のところでございますけれども、子育て教育部と教育委員会事務局ということで機能的には分けて考えてございますが、実際には一体的に処理をしていくというものでございます。

それから、「子育て支援情報基盤整備」のところでございますが、子育て支援システムというのは、特別な支援を要するお子さんだとか、虐待の関係で、個別のケースごとにいろいろな関係機関が情報を持ってございますけれども、それを一元的に把握をするためのシステムというふうに聞いております。子育て支援の事業とは区別したものというふうに理解してございます。

高木委員

わかりました。

山田委員

今回の目標体系がこういうふうに入れかわったと。大きく見ますと、子ども教育部というところでは、生まれてからおおむね中学生ぐらいまでの子どもたちの発育・教育すべてを見ましよう。そのかわり、学校でのスポーツを除いたスポーツと図書館を除いた文化の生涯学習についてはほかの部へということだと思っておりますけれども、今後、この子ども教育部というのと教育委員会事務局の立場、私たちが話しているこの場はどのようになることが想定されるのか。私たちは地教行法の中での教育委員会の議決権はあると思っておりますけれども、そのほかのところには、一応協議をしながらということではしていくようなイメージはあるのですけれども、今、この下のほう、かなり膨大なものが……。時々、私たちも一緒に勉強はしてきましたけれども、初めて聞くようなものもたくさんある。かなり大変なことが起きるのではないかなと思っておりますけれども、その辺について、今わかっている範囲内のことを教えていただければと思います。

副参事（教育経営担当）

山田委員ご指摘のように、かなり広範なものになるかと思えます。先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、子育て支援であれば、特別支援教育と連携の部分で、これは教育委員会の事務として位置づけてございますが、それを子育て支援の担当の副参事が兼務



するという事で、この教育委員会のほうにも出席をして一体的に執行していく。子育て支援関係の課題が出たときにご質問にお答えするとか、特別支援教育との連携の関係で教育委員会にご報告するとかいった中で、子育てに関する事、あるいは教育に関する事をトータルに議論できていくのではないかというふうに考えてございます。

また、就学前教育の連携の部分についても、従来から保育園・幼稚園、あるいは幼稚園と言えば私立の幼稚園との連携といったところでは課題になってきたというふうに思っておりますけれども、そういう点についても、保育園・幼稚園担当の子ども教育部の副参事が兼務する予定になってございますので、教育委員会のほうに出席をして、また、そういった点のご議論も教育委員会のできるのかなというふうにとらえております。

山田委員

今のお話で大体わかるのですが、例えば就学前ですと、保育所、保育園であったり、幼稚園であったりするわけですが、中野区の幼稚園の多くは私立であったりする。また、保育園も年々のように民間園、要するに民間に委託しているということになりますと、それについても私たちのほうで、中野の子どもという視点でいろいろなこととお話しするということになるのでしょうか。

副参事（教育経営担当）

現在、子ども家庭部の保育園・幼稚園のほうでは、例えば幼児研究センターで私立の幼稚園、あるいは保育園、その他の保育施設の幼稚園教諭、あるいは保育士も参加して研究をしているといったところで、就学前教育についていろいろな議論をしているということがございます。また、保幼小連絡協議会というものがございまして、その事務も幼児研究センターのほうで事務局的な機能を果たしているということもございまして、この組織改正によりまして、保育園・幼稚園担当の副参事がこちらの就学前教育を兼務するということになりますと、従来教育委員会では議論がしにくかった部分についてもかなり突っ込んだ議論ができるのではないかというふうに考えてございます。

教育長

実際の事務については、今、白土副参事のほうからお話ししたようなことになるかと思うのですが、中野区内を見回してみますと、山田委員がご指摘のように、私立幼稚園であれば私立幼稚園連合会というような団体があったり、民間保育園についても園長会があったり、あるいは子育てという切り口で見ますと、各地域には健全育成地区委員会ですとか育成団体もいろいろありまして、今まで教育委員会となかなかコンタクトをとり

くかった部分があるのですけれども、教育委員会で議論している内容についてそういう方々と広く議論をする機会が持てるようになったり、あるいは、区の中でも子育てや保育園・幼稚園にかかわる施策が教育委員会と連携できるということでは、私としては教育委員会の役割や機能がある種広がるというか、忙しくなるかもしれませんが、より実のある議論ができるようになるかなということで、今後いろいろ工夫をさせていただければなというふうに思っています。

大島委員

質問というより意見なのかもしれませんが、今回の組織変更については、私もいまひとつ理解し切れていないのですけれども、教育委員会の機能と、今まで子ども家庭部だった機能をできるだけ統合して、ゼロ歳から成人か18歳以下になる、子どもさんが育つ過程についてはなるべく統一的に一つの部署で扱うようにというような意図があるかと思しますので、そういう意図は大変いいことなのではないかと。窓口を一つにして、何でも相談しやすいようなワンストップサービスみたいなことになれば、区民の方へのサービスの向上につながるし、いいのではないかと思います。

教育委員会との関係で言いますと、今お話に出ていました私立の幼稚園とか保育所に関することは、今まで教育委員会は権限もありませんし、管轄でもないということで、ノータッチに近いような形だったわけですが、多分、今後、保育所の保育の内容とかについて教育委員会として議決して決めたりとか、何かを強制できるような権限というのはないのだと思うのです。その辺の理解がいまひとつなのですが、イメージとしては、そういう強制力みたいなものは多分ないのだと思うのです。でも、今、教育長さんのご説明にもあったように、なるべく統合して一体的に考えていくという中では、我々も何らかの形で保育のほうにも関与できる部分があったりして、見通しがよくなるといいますか、見晴らしがよくなるということは、中野の子どもたちのためにもいい方向にいけばいいのではないかと。今、幼稚園・保育園・保育所ということで子育てが分断するのではなく、どちらも就学前の子どもさんを育てるということでは共通なわけですから、両方のことを我々も知っていて、両方に目を配れるというようなことは大変いいことなのではないかということで、これをきっかけにまた子どもさんのためにいい方向のことができるといいなというふうには思っております。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

高木委員

今の教育委員会の守備範囲の問題でございますが、私は、1歳から20歳ぐらいまでの年代の子どもたちを一元的に教育委員会で扱うということに関しては、区民の方にとってはワンストップサービスだとわかりやすいなと思うのです。もちろん、生涯学習やスポーツを手放してしまうことに必ずしももろ手を挙げて賛成というわけではないのですが、それもやって、これもやってはやはりできませんので。縦割りなのか、横割りなのかということであれば、年代を区切って、ここまでは教育委員会がやりますよといったほうがわかりやすいと思うのです。

ただ、山田委員や大島委員が懸念されているように、守備範囲であるということと、権限があるということは別。どうしても地教行法ではそういう形になると思うのです。例えば傍聴者発言で、「区立保育園で混入があったけど、どう考えているのか」と言われたときに、多分、担当の方はいるのですかね。だけれども、それは教育委員会の固有の事務ではないので、「権限外」と言うのかどうか。でも、それというのは、区民の方にとっては、「ワンストップで全部子ども教育部でやりますよ」と言っているながら非常にわかりにくい。あるいは、地域の教育委員会とかそういうところで保育関係は手が挙がるのか挙がらないのか。教育委員会の固有の地教行法の事務をやる上で、円滑に進めるためにここも入ってくれていいのですけれども、そこら辺がやはり……。法令の枠の中でしか教育委員も事務局もできないのは承知しているのですけれども、そこは、区民の方に二重構造をわかれというのは難しいと思うのですが、可能な限りすっきりしていただいて、余り補助執行したいというわけではないのですけれども、必要があれば部分的にやるとか。

23区でも、例えば中央区、豊島区、世田谷区、新宿区、江東区、文京区、品川区とかいっぱいやっているわけです。もちろん調べられていると思うのですが、これは急に出てきた話なので困っているとは思うのですね。あと3カ月ぐらいで可能な範囲でちょっと整理していただいて、我々教育委員にも区民の方にもわかるような組織をぜひお願いしたいと思います。反対ではないのです。お願いします。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

高木委員

あと1点、今度は協議事項のほうなのですけれども、補助執行する部分の最後に、「区立学校施設の体育施設開放事業（遊び場開放を除く）」とあると思うのです。これはいいのか

などは思うのですが、校長先生とかと話をしていたときに、地域の方との古い縁故とか前例で、例えば平日にぽつっと入っていて、学校がそこで何かやろうとしてできないのだというような話を聞くことがあるのです。校長先生とかは地域の方と円滑にやっていかなければいけないので、そこの部分は過去の前例とかで苦労されている学校もあるやに聞いています。今回こういった補助執行という形でいくわけですから、これを機会に、区として一たん整理されて、基本的に学校の教育活動をやる時間帯については学校の校長先生が優先的に使えるのだということをはっきり出していただかないと、今の状態で補助執行すると、多分そのままになって、これまで以上に手が出しにくくなってしまうと思うのです。そこは、今回いい機会ですから、ぜひご配慮いただきたい。もちろん、あいているときに区民の方に使っていただくのはすごくいいと思うのですが、学校が学校行事で使う場合は学校優先というルールを。あと、本来ですと1年更新で何ら権利・義務は発生していないはずなのですが、そこは区としてもう1回整理してあげて渡していただきたいというのがお願いします。

飛鳥馬委員長

今の補助執行のところですが、資料の表面のほうの3「社会教育に関すること」の一番下の(5)「区立学校施設の開放（特別教室）の開放事業」と書いてありますね。音楽室とか理科室も入るのでしょうか、そういうことを言っているのだと思うのです。それと、今高木委員が言われたのは、裏面の(2)「スポーツに関するもの」の一番下の⑥「区立学校施設の体育施設開放事業（遊び場開放を除く）」というふうになっているので、非常にわかりにくいところがあるかなと思うのですが、学校としては多分、開放委員会か何かがあって、高木委員が言われるようなことを調整しているのかなと思うのです。副校長さんが窓口になって予定を決めるとか、そういうことをやっているのではないかと思うのですけれども、それはどうですか。そういうことは今言われていることと関係ないのですか。

教育長

開放委員会があるのは小学校だけなのです。高木委員がおっしゃったのは中学校のことですので……。

副参事（生涯学習担当）

これにつきまして、もちろん副校長先生とか、学校開放の委員会がありますので、そういうところときちんと調整をしていくということにしております。

教育長

開放委員会は小学校だけです。

飛鳥馬委員長

小学校だけが開放委員会があると。中学校は開放委員会がない。

副参事（生涯学習担当）

抽選会等を行っておりますので、利用者についてはそういうところときちんと調整をしていきたいというふうに思っております。

高木委員

中学校は部活があるので、土・日でも体育施設はそんなにはあいていないですよ。逆に、小学校は部活を土・日にやることは余りありませんので、例えばサッカーですとか野球ですとか、そういうのを土・日に抽選でやるというのはありますね。あとは、遊び場開放もあるので、区が絡む部分と、各学校ごとに規則の範囲内でちょっと貸している部分とあると思うのです。そこら辺が長年の経緯で明確でない部分があるやに聞いていますので、今回非常にいい機会なのできちっと整理しておきましょうと。個別の学校名はちょっと言えません。

飛鳥馬委員長

前にもそういう話を高木委員からお聞きしたような気がしますので。その間にいろいろな人が入っているのかもしれないから、その辺のところはちょっと難しいところもあると思いますが、でも、スキームをわかりやすくするということは大事なことです。例外をなくしてということになると思います。

ほかはよろしいでしょうか。

山田委員

1点です。

先日、区長さんとの話し合いの中で、学校の教育の中でのマンパワーの問題がありました。どうしても今後は退職される先生方もふえてきますし、逆に、新任で入ってくる方は今、倍率も低くて、教師としての職を選ぶ人が少ないということを考えると、退職される先生方ですとか、地域でいろいろな技術を持っている方たちを学習支援のボランティアとか学校の支援ボランティアとかという人材バンク的な構想もあると思うのですけれども、この辺については、今度、社会教育がほかの部に移りますので、その辺とは十分に連携していくようにぜひお願いをしたい。お願いでございます。

高木委員

先日の区長とのお話の中でも、図書館の扱いの話がちょっと出ました。教育委員会としても、社会教育やスポーツ、先ほど私がお話ししたように、もろ手を挙げて賛成して手放したわけではなくて、区民の方にわかりやすくということをやむを得ないのかというところがあったのです。図書館に関しては、我々も学校教育との関連も強いのでという思いはあったのですが、区長さんとお話の中でも、方向性としては教育委員会所管かなということも出ていました。今、一応その方向で話を調整されているように聞いていますが、それがもし教育委員会のほうに来るということになると、どこら辺に入ってくるような感じなのでしょうか。

教育委員会事務局次長

この表をごらんいただきたいと思うのですが、子ども教育部の分野の3番目に「良質な知的資産が収集保管され便利に利用できる図書館」ということで、今まで生涯学習分野の一施策ということでしたけれども、今回につきましては分野でしっかり位置づけをして、ここで対応するという形で考えているところでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、「教育委員会の権限に属する事務の補助執行等について」は、この資料に基づいた内容で基本的に進めていくということによろしいでしょうか。何かご異議ございますか。

それでは、ご異議がないようですので、事務局は、本日の協議内容を踏まえて、区長部局と調整し、準備を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに報告事項はありますか。

事務局

ございません。

飛鳥馬委員長

報告事項はないということです。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

ここで、傍聴の皆さんに年末年始と1月の教育委員会の開会の予定についてお知らせを申し上げます。

来週12月24日と再来週12月31日、それから来年の1月1日と1月7日は、年末年始のた

めに休会となります。このため、次回の教育委員会の会議は1月14日でございます。それから、1月21日は、啓明小学校訪問と小学校校長先生との意見交換会があるため、教育委員会の会議はございません。1月28日はいつもどおり教育委員会の会議を開会する予定でございます。したがって、1月の教育委員会の会議は1月14日と28日の2回の予定です。

これをもちまして、教育委員会第38回定例会を閉じます。

午前11時25分閉会